

平成 25 年度
地域商店街再活性化推進事業募集要領

有田商工会議所

1. 事業の概要

(1) 事業目的

町内において、近隣に商店が無く、車や公共交通機関を利用して買い物に行く事が困難な高齢者等(以下、買い物弱者と呼ぶ)に対して、必要なモノ・サービスを届ける事業を行う事で、町内小売業者の新たな事業形態を確立する事を目的とする。

(2) 事業内容

事業目的を踏まえ、買い物弱者に対する以下の支援事業を行う事。
なお且つ、他の地域商業者と連携した事業内容である事、もしくは事務局の提案する事業内容を組み込む事。

- I. 移動販売事業
- II. 移動販売事業用車両の購入及び改造補助
- III. 宅配事業
- IV. 宅配事業用車両の購入及び改造補助

(3) 事業補助

上限 90 万

※上限内において I 及び IV の事業経費に充てる事ができる。

補助対象経費	委託費・会場借上費・機器使用料・通信運搬費 広告宣伝費・印刷費・消耗品費・雑役務費・備品費 車両購入費・改造費・設備工事費 その他(事業の遂行上、特に認められるもの)
--------	--

2. 応募資格等

次のすべての要件を満たす個人事業者及び法人事業者

- (1) 有田町内にて営業を行っている個人事業者及び法人事業者
- (2) 法人登記もしくは個人事業者の住民票が有田町内にある事。
- (3) 県税及び町税の完納者である事。
- (4) 公序良俗に反する者でない事。
- (5) 補助事業終了後も事業継続できる事。

3. 募集期間

10月7日(月)～10月31日(木)

※申請書類等は、有田商工会議所にて配布。もしくはデータにて送付可。

4. 提出書類

- (1) 事業申請書及び事業計画書
- (2) 事業予算書及び必要資金の調達計画書
- (3) 見積書
- (4) 誓約書
- (5) 決算書 2 期分
- (6) 法人登記事項証明書もしくは住民票
- (7) 直近の納税証明書 2 期分
- (8) 許可及び資格を要する事業内容の場合、必要な許可証等のコピー

5. 提出先

有田商工会議所 (844-0004 有田町大樽 1-4-1)

※原本と写し 2 部

提出期限：10 月 31 日(木) 午後 5 時まで

6. 採択者決定

(1) 選定方法

11 月 1 日(金)～8 日(金)までに書類による審査会を開催。

※審査結果については、文書にて通知します。

(2) 選定のポイント

- I. 事業内容が明確であるか
- II. 買い物弱者の支援として適当であるか
- III. 補助事業終了後も継続性が認められるか
- IV. 事業資金の使途が適当であるか
- V. 経営者としての資質や意欲があるか

(3) 採択内容の変更等

より効果的な事業とする為、審査会等で指摘された事項については、協議の上、事業内容を修正していただく場合があります。

7. 事業スケジュール

25 年 10 月中旬	事業受託者募集
25 年 10 月下旬	審査会開催
25 年 11 月初旬	事業受託者決定及び事業開始
25 年 3 月中旬	事業実績報告書提出

平成 年 月 日

有田商工会議所
会頭 山口隆敏 殿

申請者

住 所

企 業 名

代表者名

電話番号

地域商店街再活性化事業申請書兼事業計画書

平成 25 年度において、下記の通り地域商店街再活性化事業を実施したいので、募集要項に従い関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業名

 ※募集要項 1 の (2) 事業内容の項目を明記の事

2. 事業内容

3. 事業経費

_____ 円

4. 添付書類

募集要項 4. 提出書類を参照の事

地域商店街活性化事業予算書兼資金調達計画書

収入の部

科 目	金 額	備 考
補助金		
自己資金		
借入金		
合 計		

支出の部

科 目	金 額	備 考
合 計		

資金調達計画

借入先	金 額	調達予定日
合 計		

誓 約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この様式において「暴力団」という。）及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この様式において「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (3) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- (4) 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
- (5) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持活動に協力し、若しくは関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者